

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第29条学務系の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条学校教育系の項第1号中「組織編制及び」を削り、同項に次の1号を加える。

(13) 平和の花束実行委員会に関すること。

第31条中央公民館の項に次の2号を加える。

(10) 公民館運営審議会に関すること。

(11) 公民館講座等に関すること。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。